



天栄村告示第72号

天 栄 村

本村の区域内の字の名称を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

令和4年9月16日

天栄村長 添 田 勝 幸



変更調書

変更前			変更後		
大字	字	地番	大字	字	地番
	境町	445	高林	北向	445
	境町	446	高林	北向	446
	境町	457-2	高林	北向	457-2
	境町	462-2	高林	北向	462-2
	境町	467-2	高林	北向	467-2